

●町民1人あたりの負担額

町民1人あたりの税負担額	28万2,129円
町民1人あたりの支出額	55万4,473円
町民1人あたりの基金積立額	16万5,207円
町民1人あたりの地方債発行残高	23万9,237円

※令和7年3月31日現在の住民基本台帳人口15,971人で算定

●特別会計決算状況

会計区分	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険特別会計	12億1,552万円	12億226万円
後期高齢者医療特別会計	3億1,542万円	2億9,909万円
介護保険特別会計	12億4,452万円	11億8,090万円
介護サービス事業特別会計	702万円	494万円
合 計	27億8,248万円	26億8,719万円

●町民1人あたりの支出額の内訳

区 分	1人当たり支出額
社会福祉・児童福祉	17万4,807円
学校・生涯学習	6万7,819円
都市基盤の整備	11万7,870円
防災活動	2万2,487円
その他	17万1,490円
合 計	55万4,473円

●公営企業会計決算状況

会計区分	事業収益		事業費用	
下水道事業会計	収益的収入	3億5,487万円	収益的支出	3億3,217万円
	資本的収入	4億8,191万円	資本的支出	5億3,995万円
合 計	8億3,678万円		8億7,212万円	

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填した。

●都市計画税の使途

事業区分	事業費	都市計画税充当額
公共下水道事業	6億7,537万円	2億7,047万円
合 計	6億7,537万円	2億7,047万円

財政健全化法は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示し、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために制定されたものです。健全化判断比率と資金不足比率の2つで自治体の財政状況を判断し、基準値より低いほど、その自治体の財政は健全であると評価されます。

財政健全化法は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示し、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために制定されたものです。健全化判断比率と資金不足比率の2つで自治体の財政状況を判断し、基準値より低いほど、その自治体の財政は健全であると評価されます。

健全化判断比率とは

財政健全化判断比率および資金不足比率の公表

	豊山町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	2.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	0.3%	350.0%	

※表中の「—」表示は数値がない(赤字がない)ことを表しています。

① 実質赤字比率

一般会計のみの赤字額の割合

② 連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、特別会計、公営企業会計も加えた赤字額の割合

③ 実質公債費比率

借入金の返済額が財政に及ぼす負担を表す指標

④ 将来負担比率

今後支出が予定されている借入金の返済などの負担額の割合